

土地の開墾、土石の堆積等

景観形成基準に対する措置状況説明書

一般地域 造成面積 1,000 m<sup>2</sup>以上

(1) 形態・意匠

①大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。

記載欄

②擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感の軽減を図る。

記載欄

(2) 緑化

①造成後の事業地は、緑化を行うなど、できる限り原状に戻す措置を行い、事業地内外のみどりが、周辺の公園、緑地等や散策路と一体になるみどりのネットワークが形成できる計画とする。

記載欄

②緑化にあたっては、周辺の植生に調和した樹種を選定する。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

記載欄